

# 認知症になっても、これで安心 『家族信託』

## 『認知症になると・・・財産が凍結される！？』

高齢者や障がい者の資産管理手法として、昨今マスコミでも話題の家族信託。今回は「認知症になった場合に備える」ことをテーマに具体的な事例を交えて、分かりやすくご説明します。

**【開催日】 2021年6月9日（水） 13：30～15：00**



本講座は、千葉市生涯学習センターからオンライン中継で実施します。講師への質疑応答等も、通常の講座と同じようにしていただけます。

**【会場】** 小中台公民館 2階 講堂

**【対象】** 市民 **【定員】** 20人（先着順） **【費用】** 無料

**【申込方法】**

小中台公民館窓口へ直接か電話申込（251-6616）受付は9時から17時まで

**【受付開始日】** 5月10日（月）からご応募いただけます

### 講師紹介



小嶋 秀和さん K18-018

**【活動分野】**

生前対策 / 認知症対策 / 相続 / 不動産

**【活動内容】**

千葉市・習志野市・社会福祉法人等の  
依頼により年40回程度講演

**【プロフィール】**

行政書士・宅地建物取引士・ファイナンシャルプランナー  
家族信託専門士・相続診断士  
慶応大法学部卒

～講座に参加される皆さまへ～

○受講の際には必ずマスクを着用してください。

また、当施設内での新型コロナウイルス感染症予防対策にご協力ください。

○入室時に検温を実施し、37.5度以上または平熱+1度以上の場合は、参加をお断りします。

○次の方は、参加をご遠慮ください。

- ▶ 普段より熱が高い場合、息苦しさや強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ▶ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合
- ▶ 過去14日以内に政府から外国（政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等）への渡航や、当該在住者との濃厚接触がある場合

[個人情報の取扱いについて]

参加者の氏名や連絡先は、必要に応じて保健所等の公的機関に提供することがあります。